

「感染拡大警報」発令 (令和3年1月22日から2月7日まで)

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策本部



医療提供体制への危機感

- 年末年始期間中から、全国的に感染が拡大中。
- 本県では「感染拡大の警戒基準」に基づき、病床の占有率や新規感染者数などのモニタリングを、継続して実施してきたところ。
- 1月20日、過去最高となる59人の新規感染者数を確認。
- 入院患者のうち、60歳以上の高齢者が約70%を占めており、医師や看護師など医療従事者の負担が蓄積している状況。
- このままでは、本県の医療提供体制が逼迫する恐れ。



鹿児島県の方針

感染拡大の警戒基準
「ステージⅢ」へ引き上げ



「感染拡大警報」発令
(1月22日から2月7日まで)

鹿児島県の方針

「感染拡大警報」 講ずる施策の2本の「柱」

接触機会の低減

事業継続の支援

県民の皆様へ（要請） ～接触機会の低減～

県民一丸となって、取り組みましょう！

感染拡大地域への不要不急の往来自粛をお願いします。

飲食店の営業時間の短縮を要請します。

■対象地域：鹿児島市，薩摩川内市，霧島市，鹿屋市，
奄美市

■要請期間：1月25日（月）から2月7日（日）まで
14日間

県外の皆様へ（要請） ～接触機会の低減～

鹿児島県の医療提供体制を守るためにご協力ください

感染拡大地域からの不要不急の来県自粛をお願いします。

感染拡大地域（令和3年1月20日）※直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人以上

■緊急事態措置実施区域

栃木県，東京都，埼玉県，神奈川県，千葉県，岐阜県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，福岡県

■感染拡大地域

沖縄県，宮崎県，熊本県，佐賀県，長崎県，山口県，奈良県，滋賀県，長野県，群馬県，茨城県，宮城県，北海道

飲食店の皆様へ（要請） ～接触機会の低減～

営業時間の短縮をお願いします。 ※ デリバリー・テイクアウトを除く

期 間

令和3年1月25日（月）から2月7日（日）まで

- ・営業時間は 5時から21時までの間
- ・酒類の提供は 11時から20時までの間

対 象

食品衛生法の規定により、飲食店又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設

地 域

鹿児島市，薩摩川内市，霧島市，鹿屋市，奄美市

協力金

1店舗あたり 56万円

- ・食品衛生法の規定により飲食店又は喫茶店営業の許可を受けている店舗
- ・全期間において営業時間短縮要請に応じた店舗

飲食店を利用される皆様へ（要請）～接触機会の低減～

特定の期間・地域・時間帯においては、ぐりぶー飲食券・ぐるめクーポン・GoToイート食事券等の店内飲食での利用自粛をお願いします。

期 間

令和3年1月25日（月）から2月7日（日）まで

地 域

鹿児島市，薩摩川内市，霧島市，鹿屋市，奄美市

時 間

店内飲食は，21時から翌朝5時まで利用自粛

対象地域においても、デリバリー・テイクアウト及び5時から21時までの店内飲食では、引き続きご利用いただけます。

県内での旅行について(要請) ~接触機会の低減~

「今こそ鹿児島」旅行商品は、

➤ 新規販売を「感染拡大警報」期間中停止します。

「今こそ鹿児島」旅行商品,「プレミアム宿泊券」は、

➤ 期間中の利用は、できるだけお控えください。

➤ 利用期間は3月末まで延長します。

期 間

令和3年1月25日(月)から2月7日(日)まで

注 意

- 「今こそ鹿児島」旅行商品のキャンセル料については、県が35%以内で負担します。
- 「プレミアム宿泊券」の払い戻しはありません。
(利用期間を延長しますので、日程を変更して御利用いただきますよう、お願いします。)

事業者の皆様へ(案内) ～事業継続の支援～

事業全般に広く使える支援金を給付します。

事業名

鹿児島県事業継続緊急支援金給付事業

申請受付

2月下旬から(予定)

対象地域

県下全域

内 容

- ひと月(令和2年12月, 翌1~2月)の事業収入が前年同月比で70%以上減少した中小企業・個人事業者等を対象
- **上限額20万円**の支援金を給付

さいごに 県民の皆様へ

いつ、どこで自分が感染するかもしれない、あるいは無症状のまま、周りの人にうつすことがあるかもしれない、という状況にあります。

手洗いやマスクの着用、人と人との距離の確保など基本的な感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

これ以上の感染拡大を防ぐためにも、今が極めて重要な時期です。

県民一丸となって、危機感をもって、感染防止対策にしっかりと取り組みましょう。

県民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

鹿児島県知事 塩田康一